

2020年5月29日

受益者の皆様へ

ありがとう投信株式会社

「ありがとうファンド」投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の通り2020年5月29日付で「ありがとうファンド」投資信託約款の変更を行いましたのでお知らせいたします。内容につきましては最新の交付目論見書も合わせてご確認頂きますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、弊社カスタマーサービス部までご連絡ください。

敬具

記

【変更内容】

2020年5月29日適用

1. 信託約款 32 条「信託事務の諸費用」の負担内容の変更

信託財産の毎月末加重平均残高が 120 億円以上の場合には、諸経費のうち 100 万円（税抜き）までは受益者の負担とし、信託財産中から支弁するように変更を行います。

2. 信託約款 33 条「信託報酬等の総額」の段階金額の変更

信託財産の純資産額の段階に応じて決まる各信託報酬率の段階金額を引き下げる変更を行います。

以上

※新旧対照表が次ページ以降にあります。ご確認ください。

追加型証券投資信託
『ありがとうファンド』
投資信託約款の新旧対照表（2020年5月29日変更）

※下線部_____は削除・訂正部分を示します。

新	旧
(前略)	(前略)
<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第 32 条 信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、委託者が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。</p> <p>② 前項の定めにかかわらず、<u>信託財産の毎月末加重平均残高が 120 億円以上の場合には、諸経費のうち 100 万円(税抜き)までは受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</u></p>	<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第 32 条 信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、委託者が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
(信託報酬等の総額)	(信託報酬等の総額)
<p>第 33 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、次により計算した額とします。</p> <p>・信託財産の純資産総額に応じて、段階的に次に掲げる率を乗じて得た額とします。</p> <p>100 億円以下の部分……………年 1 万分の 90</p> <p>100 億円超 200 億円以下の部分……………年 1 万分の 85</p> <p>200 億円超 300 億円以下の部分……………年 1 万分の 80</p> <p>300 億円超 500 億円以下の部分……………年 1 万分の 75</p> <p>500 億円超の部分……………年 1 万分の 70</p>	<p>第 33 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、次により計算した額とします。</p> <p>・信託財産の純資産総額に応じて、段階的に次に掲げる率を乗じて得た額とします。</p> <p>250 億円以下の場合……………年 1 万分の 90</p> <p>250 億円超 500 億円以下の場合……………年 1 万分の 85</p> <p>500 億円超 750 億円以下の場合……………年 1 万分の 80</p> <p>750 億円超 1,000 億円以下の場合……………年 1 万分の 75</p> <p>1,000 億円超の場合……………年 1 万分の 70</p>

以上